

山口県福祉サービス第三者評価業務実施要領

(目的)

第1条 この要領は、山口県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第7に基づき、評価機関の評価業務の手法及び内容等を定めることにより、評価機関の適切な評価業務の執行を確保することを目的とする。

(評価業務)

第2条 評価機関は、別に定める県の評価基準に従い、事業の種類ごとに評価業務を実施する。

(契約)

第3条 評価機関は、第三者評価事業を行うに当たっては、事業者と文書による契約を結ぶこととする。

2 契約書には、契約金額、評価機関の守秘義務、事業者の義務、契約変更、損害賠償等、必要な事項を盛り込まなければならない。

3 評価機関は、契約に当たって、事業者に事業の趣旨、評価内容、評価手法、評価調査者等の重要事項を事前に説明しなければならない。

(評価手法)

第4条 評価業務は、書面調査、訪問調査及び利用者調査により実施するものとする。

なお、複数のユニットで構成されている認知症対応型共同生活介護事業所においては、全てのユニットについて評価を行った上で、最終的な評価は事業所全体を一つの単位として行うものとする。

(1) 書面調査

書面調査は、評価業務契約締結後、事業者から次の書面の提出を求め、現況調査及び自己評価調査を実施し、事業所の概要やサービスの実施状況等を把握するものとする。

ア 現況調査

評価を受ける事業所から当該事業所の組織及び事業の概要等を示す書類

イ 自己評価調査

評価を受ける事業所から評価基準の評価項目（小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所並びに介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(以下「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)においては、別記に掲げる評価項目)について、代表者の責任の下に、従事する職員と協議しながら実施した自己評価結果

(2) 訪問調査

ア 訪問調査は、書面調査を踏まえ、評価調査員が事業所を訪問し、評価項目について調査を行うことにより実施するものとする。

イ 訪問調査は原則として1日間とし、事業所の運営状況について評価調査者全員が代表者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の調査を行う。

ウ 所定の調査作業を終了した後、代表者等を交えて全体的な総括と確認を行い、訪問調査を終了する。

(3) 利用者調査

ア 評価機関は、利用者のサービスに関する意向を把握するため利用者調査を実施し、その結果を活用するものとする。

イ 利用者調査は、事業の種類ごとに利用者の意向を反映できる適切な方法で実施する。

- 2 一件の評価業務は、山口県福祉サービス第三者評価機関認証基準に定める評価調査者2名以上で一貫して実施するものとする。
但し、第三者評価については、認証基準5の(1)アに定める者とイに定める者が合同して実施するものとする。

(評価調査者の責務)

第5条 評価調査者が評価業務に従事する場合は、評価機関に属する評価調査者であることを証する書類を提示し、身分を明らかにした上で実施するものとする。

(評価結果のとりまとめ)

第6条 評価結果のとりまとめは、評価業務に携わった評価調査者の合意により行うものとする。

なお、小規模多機能型居宅介護事業所等の評価結果のとりまとめについては、外部評価報告書(別添様式)により行うものとする。

(評価結果の決定)

第7条 評価機関は、とりまとめた評価結果を事業者に報告し意見を求め、意見及び挙証資料の提出があった場合には、その内容を検討し評価結果を決定する。

なお、小規模多機能型居宅介護事業所等においては、提出のあった意見について専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、評価機関に設置された評価審査委員会を開催し、審査の上、評価結果を決定する。

- 2 評価機関は、評価結果を決定したときは、評価を受けた事業者に通知するものとする。

なお、小規模多機能型居宅介護事業所等に通知する際は、評価結果に関する事後の改善状況を「W A M N E T」に掲載する手続きについて、併せて情報提供するものとする。

(評価結果の報告等)

第8条 評価機関は、評価結果の公表について事業者(小規模多機能型居宅介護事業所等を除く)の同意を得るものとする。

- 2 評価機関は、評価業務の終了後、県に対して、その評価結果及び公表に関する同意の有無を報告するものとする。

(評価結果の公表)

第9条 県及び評価機関は、評価結果を別に定める公表要領等に基づき公表する。

(緊急を要する事項の通報)

第10条 訪問調査に際し、入居者に対するサービスの質が著しく低下している状況を発見した場合には、評価調査者は、評価機関を通じて県に通報を行わなければならない。

(その他)

第11条 この要領の実施について必要な事項は、実施細則で定める。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。